

経済産業省

20210115 資 第 1 号

令和 3 年 1 月 15 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和3年1月15日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 ネ 企 第 16 号
令和 3 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

札幌市中
北海道電
代表取

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給・電力量調整供給		備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（令和2年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）に基づき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条に基づきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電 気 事 業 法 施 行 規 則 第 20 条 の 規 定 に 基 づ く 添 付 書 類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする
理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

(卸電力市場価格高騰に係るインバランス等料金単価の特別措置)

2021 年 1 月 15 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第30号

2021年1月15日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受 給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における，託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，2021年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間，次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が，1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は，1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（1964年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（2016年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年1月15日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第32号
令和3年1月15日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番地
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 隆雄

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款(令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送供給等約款22(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送供給等約款23(接続対象計画差対応電力)(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送供給等約款24(需要抑制量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送供給等約款25(給電指令時補給電力)(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価(以下「インバランス等料金単価」といいます。)について、令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWh とすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 21号
2021年 1 月 15日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町

中部電力パワーグリッド

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給・電力量調整供給	備 考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりです。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2020年9月7日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款25（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款27（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、2021年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、2（インバランス等料金単価）のとおりいたします。

2 インバランス等料金単価

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

3 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021 年 1 月 15 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 送 第 25 号

2021 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富 15 番 1 号
北 株式会社
水野 弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給・電力量調整供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別紙

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款23（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款26（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、2021年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときのインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

2021 年 1 月 15 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 31 号

2021 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土 井 義

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給・電力量調整供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 所 受 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（令和 2 年 9 月 4 日付け認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、令和 3 年 1 月 17 日午前 0 時から 6 月 30 日午後 12 時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1 キロワット時につき 200 円 00 銭を超えるときのインバランス等料金単価は、1 キロワット時につき 200 円 00 銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021 年 1 月 15 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 第 47 号

2021 年 1 月 15 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番 22 号

中国電力ネットワーク株

代表取締役社長 松 岡

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給・電力量調整供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ（ハ）の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款23（接続対象計画差対応電力）（2）イ（ハ）の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ（ハ）の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）（1）ニおよび（2）ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、2021年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときのインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

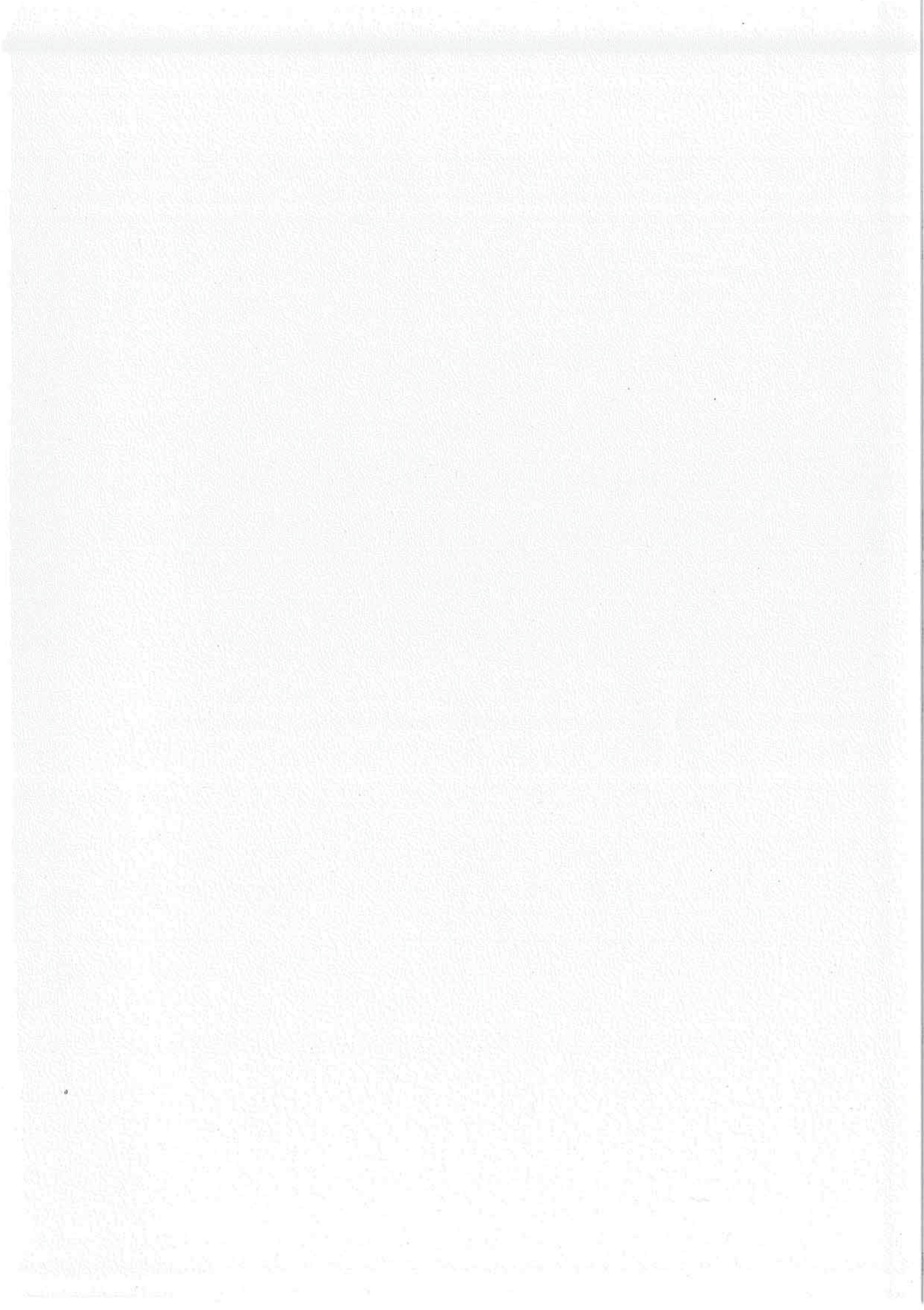
こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上



託送供給等特例認可申請書

令和3年1月15日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令 2 第 15 号
令和 3 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

丸 の 内 2 番
力 送 配 電 株 式 有 限 公 司
社 長 横 井 隆 夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における，託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間，次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が，1キロワット時につき200円00銭を超えるときのインバランス等料金単価は，1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを行うよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第29号
令和3年1月15日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給・電力量調整供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

料金その他の供給条件の内容

1 当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価ならびに託送約款附則11（契約の要件等についての特別措置）(10)ロ(ハ)の負荷変動対応補給電力料金単価、ハ(ハ)の負荷変動対応余剰電力料金単価および(11)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。

2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事業象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年1月15日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第 20 号
令和 3 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添
沖 縄 電
代 表 取 締
社



電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約
款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請しま
す。

供 給 の 種 類			接続供給・電力量調整供給	備 考
供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住 所		同 上	—
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	—
		供 給 場 所	同 上	—
供 給 電 力			同 上	—
供 給 電 圧			同 上	—
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	—
料金その他の供給条件の内容			同 上	—
供給開始年月日及び有効期間			同 上	—

託送供給等約款以外の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（令和2年7月14日付け20200619資第55号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(1)ハの接続対象計画差対応補給電力料金単価および(2)ハの接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(4)の給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者は上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上